

平成 24 年 12 月 13 日

株主各位

東京都中央区新川一丁目 17 番 24 号  
サムシングホールディングス株式会社  
代表取締役社長 前 俊守

### 株式の分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 24 年 11 月 16 日開催の当社取締役会において、平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）付をもって、当社普通株式 1 株を 2 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 24 年 12 月 31 日（月曜日）と定めましたので公告いたします。

以上

---

### お知らせならびにご注意

1. 株式の分割後のご所有株式に関するご案内は、平成 25 年 2 月中旬にお届けご住所にお送り申し上げる予定でございます。
2. 平成 25 年 1 月 1 日（火曜日）付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等でお手続きをお願いします。  
(2) 特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。  
特別口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社  
同連絡先 〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目 10 番 11 号  
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部  
電話 0120-232-711(通話無料)